

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年1月21日（平成28年（行情）諮問第34号）

答申日：平成28年5月25日（平成28年度（行情）答申第78号）

事件名：「自衛艦隊在外邦人等輸送基本計画に関する自衛艦隊一般命令」の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「自衛隊法84条の3（在外邦人等の輸送）の実施に関して海上自衛隊が策定している基本計画*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、「自衛艦隊在外邦人等輸送基本計画に関する自衛艦隊一般命令（自艦隊般命第1183号。25.11.29）（かがみを除く。）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成27年9月3日付け防官文第13542号により防衛大臣が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）本来の電磁的記録についても特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「自衛隊法84条の3（在外邦人等の輸送）の実施に関して海上自衛隊が策定している基本計画*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書

として本件対象文書にかがみを加えたものを特定した。

本件開示請求に対しては、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成27年4月20日付け防官文第6779号により、かがみについて開示決定を行った後、同年9月3日付け防官文第13542号により、本件対象文書について原処分を行った。

2 本件対象文書の電磁的記録について

本件対象文書を管理している海上幕僚監部では、本件対象文書を従来より紙で管理しており、電磁的記録の原稿データは削除しているため電磁的記録は保有しておらず、関係部署への配布も紙媒体で行っている。

また、原処分に当たって確実に期すために実施した、書棚、書庫及びパソコン内のファイル等の探索においても、電磁的記録を保有していないことを確認しており、さらに、本件異議申立てを受けて実施した、再度の探索においても電磁的記録は確認されなかった。

3 法5条該当性について

不開示とした部分及び法5条の該当性については別表のとおりであり、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、同条3号に該当するため不開示とした。

4 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性について十分に精査した結果、その一部が別表のとおり同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(2) 異議申立人は、「国の解釈によると、『行政文書』とは、『開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの』」であるとして、本件対象文書に電磁的記録が存在すればそれについても特定するよう求めるが、上記2のとおり本件対象文書については電磁的記録を保有していない。

(3) 以上のことから、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 平成28年1月21日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年2月1日 | 審議 |
| ④ 同年4月15日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、 |

本件対象文書の見分及び審議

⑤ 同年5月9日 審議

⑥ 同月23日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「自衛艦隊在外邦人等輸送基本計画」について、自衛艦隊司令官から自衛艦隊各直轄部隊の長へ通達した文書である。

異議申立人は、原処分の取消し及び本件対象文書の本来の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条3号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書は、海上幕僚監部が保有している紙媒体の文書であり、防衛省において、本件対象文書の電磁的記録は保有していない。

イ 本件対象文書については、その原稿を自衛艦隊司令部の担当者が電磁的記録として作成した上、当該電磁的記録を紙媒体に印刷し、同司令部内の決裁を受けた後、電磁的記録により各部隊等に配布した。

なお、理由説明書において関係部署への配布を紙媒体で行っていると説明しているのは誤りである。

ウ 配布先の各部隊等では、受領した電磁的記録を紙媒体に印刷し、受付印を押印した後、当該電磁的記録は廃棄されている。

エ 本件対象文書の原稿である電磁的記録については、本件対象文書が取扱上の注意を要する文書であることから、情報流出の防止等、情報保全の観点重視し、各部隊等への配布後廃棄しており、本件対象文書の電磁的記録は保有していない。

オ 本件異議申立てを受け、確実を期すため、再度海上幕僚監部の書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、電磁的記録の存在は確認できなかった。

(2) 諮問庁から本件対象文書のかがみの提示を受けて確認したところ、受付印等があることから紙媒体の文書であると認められ、その添付書類である本件対象文書も紙媒体の文書であると認められることを踏まえると、本件対象文書については、電磁的記録は保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、他に電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象

文書の外に本件請求文書に該当する文書（電磁的記録）を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 運用等に関する情報

別表の番号1欄に掲げる不開示部分には、在外邦人等輸送における自衛隊の運用等に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の在外邦人等輸送における態勢、運用要領等が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 通信に関する情報

別表の番号2欄に掲げる不開示部分には、在外邦人等輸送における通信に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、派遣部隊の通信要領及び手法が推察され、自衛隊の行動を妨害しようとする相手方をして、その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 教育・訓練に関する情報

別表の番号3欄に掲げる不開示部分には、海上自衛隊の教育・訓練に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、海上自衛隊の能力及び練度等が推察され、悪意を有する相手方が対抗措置を講ずることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 艦艇に関する情報

別表の番号4欄に掲げる不開示部分には、在外邦人等輸送に使用する艦艇の輸送能力に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、在外邦人等輸送に使用する艦艇の輸送能力が推察され、悪意を有する相手方がその弱点をついた行動を採ることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機

関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(5) 編成に関する情報

別表の番号5欄に掲げる不開示部分には、在外邦人等輸送派遣部隊等の編成に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、在外邦人等輸送派遣部隊等の態勢が推察され、自衛隊の任務遂行の妨害を企てる相手方が当該態勢を踏まえた対処行動を採ることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別表

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
1	2 頁	「部隊等の指定」及び「全般」の一部	海上自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、部隊の運用態勢が推察される。
	3 頁	「L S T」の全て及び「国内における移動及び待機」の一部	
	4 頁	航空機等運用上の留意事項	
	6 頁	「補給」の一部	
	4 3 頁及び 4 4 頁	別紙第 1 0 の表中、項目を除く全て	
	4 5 頁	別紙第 1 1 の表中、項目を除く全て	
	4 6 頁	「不測事態発生時の措置要領」の全て	
	4 7 頁	「方針」の一部	
	4 8 頁	付紙第 1 中、項目を除く全て及び表外の一部	
	4 9 頁	付紙第 2 中、項目及びその他の一部を除く全て	
	5 0 頁及び 5 1 頁	「燃料等、真水」、 「糧食」、 「部品・予備品(定数外)」、 「衛生資材」及び「消耗品、 酒保物品」の全て並びに 「その他」の一部	
	5 4 頁	「考慮事項」の一部	
	5 6 頁	「適用可能な改造」の一部	
	8 4 頁	別紙第 2 2 の表中、項目を除く全て	
	1 5 頁	別紙第 2 の表中、項目を除く全て	
1 6 頁	別紙第 3 の表中、項目を除く全て		

	5 2 頁	付紙第 4 の表中, 「新規調達数」, 「調達所要時間」及び「保管場所」の一部	海上自衛隊の能力に関する情報であり, これを公にすることにより, 部隊の補給能力が推察される。
	5 7 頁及び 5 8 頁	付紙の表中, 項目を除く全て及び表外の一部	海上自衛隊の運用及び能力に関する情報であり, これを公にすることにより, 部隊の運用態勢及び整備能力が推察される。
2	8 頁	「指揮統制通信機能の維持 (応急処置要領)」の一部	海上自衛隊の通信に関する情報であり, これを公にすることにより, 部隊の通信運用態勢及び能力が推察される。
	7 3 頁	「通信系組織図」の全て	防衛省・自衛隊の通信に関する情報であり, これを公にすることにより, 部隊の通信運用態勢及び能力が推察される。
	7 4 頁	「通信計画の概要」の全て	
	7 5 頁	「通信配備基準」及び「衛生放送系等の運用形態」の一部	
	7 6 頁	「衛星通信の覆域等」及び「通信運用」の一部	
	7 7 頁ないし 7 9 頁	付紙第 1 及び付紙第 2 のタイトルの一部並びに図の全て	
	8 0 頁及び 8 1 頁	「1」, 「2」及び「5」の全て並びに「3」, 「4」及び「7」の一部	
	8 3 頁	「陸上, 航空自衛隊により組織された派遣部隊等との通信」の全て	
3	9 頁及び 10 頁	「海上派遣部隊の訓練」の一部	
4	1 7 頁	別紙第 4 の表中, 輸送能力	海上自衛隊の能力に関する

	5 3 頁及び 5 4 頁	付紙第 5 の表中, 項目, 番号 1 1 及び 1 2 の各欄を除く全て	る情報であり, これを公にすることにより, 艦艇の輸送能力が推察される。
5	1 8 頁ない し 2 0 頁	別紙第 5 の表中, 機能等の区分, 基準人数及び考慮事項の一部	海上自衛隊の編成に関する情報であり, これを公にすることにより, 部隊の組織・態勢が推察される。
	2 1 頁	別紙第 6 の表中, 項目の一部を除く全て及び考慮事項の一部	
	2 5 頁及び 2 6 頁	誘導輸送隊の組織図, 機能等の区分, 基準人数及び表外の一部	
	2 7 頁ない し 3 6 頁	派遣部隊の組合せごとの組織図の一部	
	3 7 頁ない し 4 0 頁	「海上派遣部隊司令部」, 「個艦の増員」及び「L S T における搭乗員及び整備員」の一部	
	4 1 頁及び 4 2 頁	別紙第 9 の表中, 「情報」及び「通信」の一部	